

神崎町国土強靱化地域計画（案）に対するパブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

令和3年3月4日（木）から令和3年3月12日（金）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
- (2) 意見の件数 3件

3 意見と町の考え方

No.	意見の概要	町の考え方
1	4ページ 2 地域計画を推進する上での基本的な方針 (1) 国土強靱化の取組姿勢 ②の「強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とE B P M：証拠に基づく政策立案概念の双方をもちつつ長期的な視野を持って計画的な取組にあたること」とありますが、内容が難しいため、わかりやすいよう注釈をいれるとよい。	ご意見いただいた箇所について、「強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とE B P M：証拠に基づく政策立案概念の双方をもちつつ長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。」を「短期的な視点のみならず、長期的な視野を持って計画的な取組に当たること。」に修正いたします。
2	9ページ 3 対象とする自然災害（想定するリスク） (1) 地震・液状化の帰宅困難者について、どこの場所から帰宅できない人を想定しているのか。	地震などの災害が発生し、交通機関の運休などにより帰宅が困難になった方を「帰宅困難者」と言います。神崎町においては、通勤・通学や観光での来訪者が下総神崎駅や道の駅等で帰宅できなくなることを想定しております。また、帰宅困難者の安否確認や情報提供などを行い、一時滞在施設への案内又は誘導を行います。
3	福祉避難所の環境整備とあるが、福祉避難所は町で運営するのではなく協定や委託により関係機関との調整が必要なのではないか。	ご意見いただいた箇所について、「福祉避難所の機能の充実を図るため、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。」を「福祉避難所の機能の充実を図るため、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、協定の締結を推進する。」に修正いたします。